

令和 7 年度予算概算要求の概要

～「民間主導の自立型経済の発展」、「強い沖縄経済」の実現に向けて～

沖縄振興開発金融公庫(理事長：新垣尚之)は、本日、令和 7 年度予算概算要求書を、主務大臣を経由して、財務大臣に提出しました。

令和 7 年度予算概算要求においては、資材価格の高騰や深刻化している人手不足が地域経済に与える影響等を注視しつつ、国や県の沖縄振興策と一体となった政策金融の取組みを推進するため、

- ① 地域づくりを担う人材の育成・確保
- ② 離島・北部地域の振興
- ③ 沖縄における地域的・社会的課題の解決

に重点を置いた内容となっております。

令和 7 年度予算概算要求の概要は、次のとおりです。

1. 事業計画(別紙1参照)

過去の出融資実績、融資相談等の状況、沖縄県からの要望、民間金融機関との役割分担等を勘案し、また、引き続き、セーフティネット機能の発揮及び国や県の沖縄振興施策等に沿った資金需要に対応するため、事業規模は 1,827 億円（令和 6 年度当初計画比 260 億円減）を要求。

2. 資金計画

- (1) 財政融資資金借入金 は 1,565 億円、財投機関債の発行は 100 億円
- (2) 業務の円滑な運営に資するための補給金として 38 億 68 百万円

3. 出資金

沖縄における新事業の創出及び産業の振興開発等に必要な出・融資財源として出資金 62 億円を要求

- (1) 一般会計からの出資金 3 億円
沖縄における新事業を育成するための出資財源（3 億円）
- (2) 財政投融资特別会計からの出資金 59 億円
 - ① 産業基盤の整備促進及び沖縄経済を牽引するリーディング産業支援のための出資財源(31 億円)
 - ② 産業の振興開発に寄与する事業を支援するための資本性劣後ローンの融資財源(12 億円)
 - ③ 中小企業・小規模事業者及び生活衛生関係営業者の創業・新事業展開、企業再建等並びに沖縄における雇用創出、社会的課題の解決を目的とする事業及びひとり親家庭の親が行う事業を支援するための資本性劣後ローンの融資財源(14 億円)
 - ④ 農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する取組を行う農林漁業者を支援するための資本性劣後ローンの融資財源(2 億円)

4. 出融資制度

(1) 融資制度の拡充（別紙2 参照）

① 「沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度」の拡充

⇒特例対象の拡充により、人材確保・従業員の処遇改善に積極的に取り組む企業を支援

② 「教育資金」の拡充

⇒貸付利率特例措置の限度額等拡充により、教育の機会均等を促進

③ 「沖縄離島・北部地域振興貸付」の拡充

⇒貸付利率及び貸付期間を拡充し、離島・北部地域の活性化を促進

④ 「沖縄自立型経済発展」の拡充

⇒貸付利率の拡充により、観光・ビジネス・住民生活等における人流・物流を支える交通体系の整備を促進

(2) 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人住宅金融支援機構の要求する制度の拡充のうち、当公庫の業務範囲に対応するものについては、同様の措置を要求する。

以 上

お問い合わせ先



沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION

業務統括部業務企画課

TEL 098(941)1740

総務部企画調整課

TEL 03(3581)3242

事業計画

(単位: 億円)

	令和7年度 要 求 ①	令和6年度 当初計画 ②	①－②
1 貸 付	1, 790	2, 050	▲260
産 業 開 発 資 金	700	760	▲60
中 小 企 業 等 資 金	870	1, 000	▲130
住 宅 資 金	50	50	—
農 林 漁 業 資 金	80	80	—
医 療 資 金	50	90	▲40
生 活 衛 生 資 金	40	70	▲30
2 出 資	37	37	—
企業等に対する出資	30	30	—
新事業創出促進出資	7	7	—
合 計	1, 827	2, 087	▲260

各資金の事業規模について、詳細は次のとおり。

(1) 産業開発資金

融資相談等の状況、事業計画の熟度等を勘案し、700億円

(2) 中小企業等資金

中小企業・小規模事業者の経営基盤強化及び沖縄の将来を担う人材の育成等のため、870億円

(3) 住宅資金

沖縄における資金ニーズ及び民間金融機関の取組を勘案し、50億円

(4) 農林漁業資金

農林水産業の振興及び台風災害時等の円滑な資金供給のため、80億円

(5) 医療資金

医療施設の設備投資計画等を勘案し、50億円

(6) 生活衛生資金

生活衛生関係営業者の資金需要に対応するため、40億円

(7) 企業等に対する出資

産業振興を支える交通インフラ等の産業基盤整備、沖縄経済を牽引するリーディング産業に係る企業からの当公庫への出資期待を勘案し30億円

(8) 新事業創出促進出資

沖縄における新たな事業の創出促進にかかる当公庫への出資期待を勘案し7億円

①「沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度」の拡充

対 象 と な る 資 金	産業開発資金、中小企業資金、生業資金、生活衛生資金、農林漁業資金及び医療資金
拡 充 の 内 容	特例の対象者に、沖縄県の「奨学金返還支援事業」の助成を受けている者を追加
特 例 の 内 容	一貸付先あたり 12 億円を限度とし、各貸付制度の本来適用される利率から 0.3%を控除

②「教育資金」の拡充

対 象 と な る 資 金	教育資金
拡 充 の 内 容	1. 「教育一般資金貸付」における「教育離島特例」、「教育ひとり親特例」の限度額を、350 万円以内から 450 万円以内(*1)に拡充 2. 「沖縄人材育成資金貸付」における利率特例措置として、「教育離島特例」、「教育ひとり親特例」、「母子家庭・父子家庭特例」、「年収 200 万円以下世帯特例」、「多子 500 万円以下世帯特例」、「交通遺児家庭特例」を追加(*2) *1 自宅外通学、大学(修業年限 5 年以上(昼間部))、大学院、海外留学(修業年限 3 か月以上)する資金として利用する場合に限る *2 現行、「沖縄人材育成資金貸付」における利率特例措置は「所得特例」のみ

※ 教育資金の制度概要につきましては、「別紙3」をご参照下さい。

③「沖縄離島・北部地域振興貸付」の拡充

対 象 と な る 資 金	中小企業資金及び生業資金
拡 充 の 内 容	1. 売上の増加又はコスト低減の取組を行うことにより収益性の向上が見込まれる方に対する貸付利率を拡充(*1) (離島地域: 特利②⇒特利③、北部過疎地域(*2): 特利①⇒特利②) 2. 北部地域における貸家業・貸間業の用に供する設備資金(*3、*4)の貸付期間を 20 年以内から 30 年以内に拡充 *1 中小企業資金及び生業資金の貸付利率の体系は、基準利率>特利①>特利②>特利③となっている *2 国頭村、大宜味村、東村、本部町の 4 町村 *3 現行、貸家業・貸間業の用に供する設備資金の貸付期間が 30 年以内となっているのは離島地域のみ *4 貸家業・貸間業に対する融資は、中小企業資金では取り扱っていない

④「沖縄自立型経済発展」の拡充

対 象 と な る 資 金	産業開発資金
拡 充 の 内 容	地理的特性を踏まえた交通体系の整備事業を行う方に対する貸付利率を政策金利Ⅱから政策金利Ⅲに拡充(*1、*2) *1 産業開発資金の貸付利率の体系は、基準利率＞政策金利Ⅰ＞政策金利Ⅱ＞政策金利Ⅲとなっている *2 現行、離島における事業、新規参入事業及びバリアフリー事業に限り、政策金利Ⅲとなっている

教育資金の制度概要

■ 教育一般資金貸付

ご 利 用 頂 け る 方	・ ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者等 (世帯年収(所得)が一定額以下の方が対象となります。)
ご 融 資 の 限 度 額	・ 学生・生徒お1人につき 350 万円以内 ・ 自宅外通学、大学(修業年限 5 年以上(昼間部))、大学院、海外留学(修業年限 3 か月以上)する資金として利用する場合は 450 万円以内

■ 沖縄人材育成資金貸付

ご 利 用 頂 け る 方	・ 高等学校卒業相当の資格を得た後、短大・大学・大学院などで教育を受けられる方の保護者等で、教育一般貸付の限度額までご融資を受けられている方
ご 融 資 の 限 度 額	・ 学生・生徒お1人につき 200 万円以内

■ 利率特例制度

名 称	概 要
教育離島特例	沖縄県内の離島に住所を有する方(居住島以外での修業資金に限る。)を対象に、350 万円を限度として、金利を 0.9%低減する制度です。
教育ひとり親特例	母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、自ら入学又は在学するために必要な資金について、350 万円を限度として、金利を 1.3%低減する制度です。
母子家庭・父子家庭特例	母子家庭又は父子家庭の方を対象に金利を 0.4%低減する制度です。
年収 200 万円以下世帯特例	世帯年収 200 万円(世帯所得 132 万円)以内の方を対象に、金利を 0.4%低減する制度です。
多子 500 万円以下世帯特例	子ども 3 人以上世帯かつ世帯年収 500 万円(世帯所得 356 万円)以内の方を対象に、金利を 0.4%低減する制度です。
交通遺児家庭特例	交通遺児家庭の方を対象に、金利を 0.4%低減する制度です。
所得特例	世帯所得が非課税の方を対象に、金利を 0.4%低減する制度です。